第十六号様式別表一記載要領４中「については重量」の次に「(加熱式たばこの場合には、法第74条の４第３項第２号に規定する加熱式たばこの重量とする。)」を加え、同表記載要領５中「紙巻たばこ以外の」を「法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる」に、「本数」を「紙巻たばこの本数」に改め、「もの)」の次に「とし、加熱式たばこにあっては、同条第３項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数とする。」を加える。

第十六号様式別表二記載要領４、第十六号の二様式記載要領４、同様式別表一記載要領４、同様式別表二記載要領４及び同様式別表三記載要領４中「と紙巻たばこ以外の」を「、法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる」に改め、「もの)」の次に「及び加熱式たばこを同条第３項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数」を加える。

第十六号の五様式記載要領５中「については重量」の次に「(加熱式たばこの場合には、法第74条の４第３項第２号に規定する加熱式たばこの重量とする。)」を加え、同様式記載要領６中「紙巻たばこ以外の」を「法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる」に、「本数」を「紙巻たばこの本数」に改め、「もの)」の次に「とし、加熱式たばこにあっては、同条第３項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数とする。」を加える。

第十六号の六様式の表中「地方税法において準用する国税犯則取締法」を「法第22条の28第１項」に改める。